

民生文教委員会 所管事務調査報告書

令和7年4月23日

犬山市議会議長

柴田 浩行 様

民生文教委員長

久世 高裕

本委員会は、地方自治法第109条第2項及び犬山市議会会議規則第97条第1項の規定に基づき、下記の事項について調査したので、犬山市議会会議規則第102条の規定に基づき報告します。

記

1. 調査事項

中学校部活動の地域移行について

2. 調査目的

中学校の部活動を地域に移行する改革推進期間を定めたガイドラインが国により策定されたことを受け、当市においても犬山市部活動地域移行検討委員会を設置し、地域クラブ活動に移行を進める方針が示されている。

しかしながら、地域の受け皿となる実施主体の整備や、指導者の確保、保護者の費用負担のあり方など、考えられる課題は多くあり、その課題の抽出及び解決方法について調査研究を行う。

3. 調査方法

(1) 現状把握（執行部からの現状説明・報告及び質疑）

日 時 令和6年8月8日 午後0時58分から午後1時53分まで

場 所 第2委員会室

出席委員 6名（全員）

出席者 教育部長、学校教育課長、学校教育課主幹

主な内容

- ・部活動の地域移行は、スポーツ庁と文化庁が進めている取り組みであり、生徒の減少に伴い、部活動ができない状況を改善するための改革。また、学校の働き方改革を踏まえた取り組みでもある。
- ・地域クラブへの移行には段階があり、現在は合同部活動（複数の中学校で共同で活動する形）の試行段階。
- ・令和5年～令和7年が改革推進期間。令和6年4月から運動部の休日合同部活動を開始し、令和7年9月には運

動部の休日合同部活動を完全実施。令和8年9月には地域クラブに移行予定。

- ・指導者は主に学校の指導者と現在の外部指導者が参加。
- ・合同部活動では学校施設を活用する方針だが、地域クラブへの移行後は地域の公共施設も利用。
- ・年によって部活動への参加者数が変動するため、合同とする学校同士は柔軟に調整していく。
- ・地域移行のメリットや今後のスケジュールについて、保護者の理解を得るための周知活動を行っていく。
- ・子どものニーズに合わせた柔軟な部活動の運営を目指す。

(2) 先進地への行政視察

①京都府舞鶴市

日 時	令和6年10月23日 午後1時から午後3時30分まで
場 所	舞鶴市役所
出席委員	6名（全員）
テ ー マ	部活動の地域移行の取り組みについて
主な内容	・自衛隊の基地を活用し、剣道や柔道などの指導が進められている。 ・子どもたちへのアンケート調査の結果、休日の部活動やクラブ活動への参加を希望しない声もあった。また、運動が得意でない子どもも参加できるよう従来の部活種目にはなかった基礎運動（基礎トレーニング）を追加するなど工夫がされている。 ・指導者の確保が大きな課題。指導活動に興味がある人や体育連盟との意見交換会を実施した。 ・今後は参加費用や送迎など、保護者の負担について事前に周知し、合意形成が必要。

②大阪府八尾市（部活動の地域移行の取り組みについて）

日 時	令和6年10月24日 午後1時30分から午後3時まで
場 所	八尾市役所
出席委員	6名（全員）
テ ー マ	部活動の地域移行の取り組みについて
主な内容	・部活動の運営を外部団体（スポーツデータバンク）に委託。 ・国からの補助金が切れると、保護者負担が増える可能性があり、その対応が課題。 ・指導者確保のため、地域競技団体との連携が重要。

(3) 執行部との意見交換（視察報告）

日 時 令和6年11月22日 午後0時59分から午後1時59分まで
場 所 第2委員会室
出席委員 6名（全員）
出席者 教育部長、学校教育課長、学校教育課主幹、文化推進課長、
スポーツ交流課長
主な意見 ・舞鶴市では、退職した学校長を会計年度任用職員として
起用し、事業推進のキーマンとして活躍している。要と
なる人材を確保し、地域移行ロードマップを作成してい
くべき。
・地域移行に関して、保護者の負担は避けられないという
認識。保護者との事前協議と合意形成が重要であり、保
護者負担に関する理解を得ることが課題。
・地域移行には地域で受け皿となる人材確保が重要であり、
そのための土壌形成が必要である。また教員の関与やサ
ポートも不可欠である。
・子どもたちには、民間のカルチャークラブに入ることや
休日の部活動に参加しないなど、多様な選択肢があるこ
とを示すことが重要。それらを見える化し、保護者や地
域に理解を促す必要がある。

(4) 市民との意見交換会

日 時 令和6年11月23日 午後2時45分から午後3時45分まで
場 所 犬山市民交流センター
出席委員 6名（全員）
参加者 5名
主な意見 ・ボッチャなど高齢者や障がい者でも取り組みやすいスポ
ーツの普及に努めたいが、市内には活動運動できる場所
が少ない。また設備も不足している。
・活動場所へ移動するための交通手段が不足している。

(5) 先進地への行政視察

福井県敦賀市（吹奏楽部の地域移行の取り組みについて）

日 時 令和7年1月22日 午前10時から午前11時30分まで
出席委員 6名（全員）
主な内容 ・従来、部活動への演奏指導を担っていた「敦賀市民吹奏
楽団」を親団体として「敦賀市民ジュニア吹奏楽団」を
立ち上げる。県内の演奏家や楽器愛好家が役員となり、
団員は市内の中学生（原則吹奏楽部員）とする。吹奏楽

部員の 55%が所属している。

- ・地域移行にあたっては、敦賀市中学校吹奏楽部連盟会長（現公立中学校校長）がコーディネーター役を担う。
- ・指導者は教員 1 名（兼職兼業志望者）と市民吹奏楽団員など。報酬はいずれも 1 日 4,500 円。
- ・保護者は練習場所までの送迎や楽器の運搬、活動費（入団費 1,000 円、活動費月 2,000 円）を負担している。
- ・教員からは月 2 回の休日部活動の活動に携わらなくてよくなり、負担軽減されたとの声がある一方、楽器の搬送時の立会いや、校舎管理などの負担は従来通りあるため、今後は拠点となる活動場所（廃校となった学校など）の設置を検討中。
- ・現在は国からの補助金を事業費としているが、補助金がなくなってからの市の予算については、現在検討中。また今後活動数が増えることで、保護者の送迎等の負担は増える。

(6) 執行部との意見交換（視察報告）

日 時	令和 7 年 2 月 5 日	午前 9 時から午前 9 時40分まで
場 所	第 3 委員会室	
出席委員	5 名（1 名欠席）	
出席者	教育部長、学校教育課長、学校教育課主幹、文化推進課長	
主な意見	・犬山市には他市で受け皿となっている吹奏楽団のような組織がなく、教員OBや地域の協力を得る必要がある。 ・敦賀市では元校長が指導者となり、吹奏楽活動が地域移行を進めている。指導者の確保とともに、地域移行の推進役となる教員や教育委員会の存在が不可欠である。 ・犬山市でも、吹奏楽部の部活動指導員としてプロの指導者を招き、技術的なサポート行うとともに、施設管理のルール作りも進んでいる。 ・保護者へは、入学説明会で合同クラブ活動を進めることを周知。今後必要に応じて部活動加入の意向調査やアンケートを実施予定。	

(7) 委員間討議（調査結果まとめ）

日 時	令和 7 年 2 月 5 日	午前 9 時40分から午前10時まで
場 所	第 3 委員会室	
出席委員	6 名（全員）	
主な意見	所管事務調査報告書案について ・地域移行にあたっては、外部指導員の確保に努めるとと	

もに、移行の推進役となる人物を選定しておくべき。

- ・保護者負担費用を算定し、市の予算を適切に投入する必要がある。
- ・アンケートを実施し、子どもの部活動への参加希望の把握に努める必要がある。
- ・地域移行後も教員や教員OBには可能なかぎり今まで同様に協力を得る必要がある。

4. 調査結果

委員間討議を踏まえ、以下の3点について意見集約した。

- (1) 保護者負担が急激に増えないよう、国や県、市での予算措置を検討すること。
- (2) 運動部・文化部ともに、指導の受け皿となる地域の組織づくりが必要であるため、学生時代の種目経験者を外部指導員として登録するなど、人材確保に努めること。
- (3) 地域の組織づくりにあたっては、教育関係者に適宜協力を求め、コーディネーター役となる人物を選任すること。